

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護学科	夜・通信	83単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>学生便覧に掲載し公開するとともに、佐世保市ホームページ内佐世保市立看護専門学校オフィシャルサイト URL：http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/index.html において公開（高等教育の修学支援新制度）</p>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	佐世保市立看護専門学校運営委員会
役割	佐世保市立看護専門学校の運営にあたり、外部の人材による委員会を組織し、学校運営並びに学校評価等に関する事項について審議する。委員会は、条例に基づく市長の附属機関であり、学校運営及び評価に対する意見のほか、市長の諮問に対する答申を出すこともできる。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
佐世保市総合医療センター副院長兼看護部長	～2023.10.1	臨地実習施設責任者
長崎県看護キャリア支援センター長	”	看護師キャリア教育施設
佐世保市立看護専門学校同窓会長	”	医療従事者（看護師）
長崎国際大学教授	”	本校外部講師
外部講師	”	本校外部講師
（備考） 任期満了後は委員を入替（継続・新任あり）して、次期委員会として新たに委嘱する		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>シラバスは、基本情報として「分野」「学科目」「講義時期」「講義時間」「試験時間」を、概要情報として「授業科目」「科目目標」「科目内容(講義回数毎)」「授業形態」「評価方法」「テキスト」を記載している。</p> <p>シラバスは当該授業担当教員が作成するが、作成後は内容確認を教務会議により決定する(学則第 26 条)。</p> <p>シラバスは、毎年度作成し、4月の授業開始前に学生便覧に掲載し公開している。また、本校ホームページからもアクセス、閲覧することができる。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>学生便覧に掲載し公開するとともに、URL： http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/index.html において公開</p>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業担当教員は当該授業科目に係る「評価方法」をあらかじめシラバスに明示し、公開する。科目修了の認定は、学科試験と実習評価をもって行う。認定の基準については、下記のとおり定める。

【学科試験】

- (1) 学科試験は、学期末又は講義終了後に行う。
- (2) 学科試験は、原則として講師毎に筆記、論文、レポート、口述及び実技等講師が適当と認めた方法で行う。
- (3) 学科試験の成績は、100点をもって満点とし60点以上を合格、60点未満を不合格とする。
- (4) 試験時間は、通常50分とする。
- (5) 受験者は試験中、次のことを守らなければならない。
 - イ 試験中は、開始後30分を経過しなければ退出することができない。
 - ロ 試験中に退出した者は、終了まで入室できない。
- (6) 試験中に不正があった場合は、戒告、停学又は退学等の処分となることがある。

【実習評価】

- (1) 実習開始前までに定められた科目の単位を修得しなければ、実習を開始することはできない。
- (2) 実習は、定められた実習計画に従って履修する。
- (3) 欠席・欠課する場合は、担当教員に連絡しなければならない。
- (4) 実習期間中は、実習指導要綱に基づいて担当教員及び実習指導者の指導を受ける。
- (5) 基礎看護学実習の単位を修得しなければ、領域別実習を履修することはできない。
- (6) 実習科目の成績は、別に定める実習評価表に基づき評価する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学科試験及び実習の成績は、次の4段階に分けて評価する。

評価	点数	評定
A	80点以上	合格
B	79点～70点	合格
C	69点～60点	合格
D	60点未満	不合格

※100点をもって満点とし60点以上を合格、60点未満を不合格とする

客観的な指標の算出方法の公表方法

<http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/index.html> において公開

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の認定は、教育目標の修得を基本方針とし、「佐世保市立看護専門学校学則（平成9年4月10日規則第30号）」及び「佐世保市立看護専門学校学則に関する細則」を以て卒業の認定を行う。</p> <p>■佐世保市立看護専門学校学則 (卒業認定)</p> <p>第11条 本校に3年以上在籍し、本校の所定の単位を履修した者については、第26条第1項第2号に規定する講師会議を経て校長が卒業を認定する。</p> <p>2 校長は卒業を認定した者に対して卒業証書(様式第1号)を授与する。</p> <p>■佐世保市立看護専門学校学則に関する細則 (修了認定)</p> <p>第15条 当該学年終了までに所定の単位を修得した者については、教務会議を経て修了を認定する。</p> <p>2 当該学年に必要な単位を修得できない者は、次年度以降に、再度単位を修得しなければならない。</p> <p>3 修了の認定期間は、5年を超えることはできない。</p> <p>4 再度単位を修得する場合の取り扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所定の講義時間の3分の2以上を受講している科目は、次年度に試験のみを受け合格点を取得しなければならない。</p> <p>(2) 所定の講義時間の3分の2以上を受講していない科目は、次年度にその科目をもう一度受講し、試験を受けて合格点を取得しなければならない。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/index.html において公開</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3060時間／102単位	2040時間 /81単位	講義に含 まれる	1020時間 /23単位		
単位時間／単位							
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		217人	0人	15人	1人	16人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>シラバスは、基本情報として「分野」「学科目」「講義時期」「講義時間」「試験時間」を、概要情報として「授業科目」「科目目標」「科目内容（講義回数毎）」「授業形態」「評価方法」「テキスト」を記載している。</p> <p>シラバスは当該授業担当教員が作成するが、作成後は内容確認を教務会議（学則第26条）により決定する。</p> <p>シラバスは、毎年度作成し、4月の授業開始前に学生便覧に掲載し公開している。また、本校ホームページからもアクセス、閲覧することができる。</p>

<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要) 科目修了の認定は、学科試験と実習評価をもって行う。認定の基準については、下記のとおり定める。</p> <p>【学科試験】</p> <p>(1) 学科試験は、学期末又は講義終了後に行う。 (2) 学科試験は、原則として講師毎に筆記、論文、レポート、口述及び実技等講師が 適当と認めた方法で行う。 (3) 学科試験の成績は、100点をもって満点とし60点以上を合格、60点未満 を不合格とする。 (4) 試験時間は、通常50分とする。 (5) 受験者は試験中、次のことを守らなければならない。 イ 試験中は、開始後30分を経過しなければ退出することができない。 ロ 試験中に退出した者は、終了まで入室できない。 (6) 試験中に不正があった場合は、戒告、停学又は退学等の処分となることがある。</p> <p>【実習評価】</p> <p>(1) 実習開始前までに定められた科目の単位を修得しなければ、実習を開始するこ とはできない。 (2) 実習は、定められた実習計画に従って履修する。 (3) 欠席・欠課する場合は、担当教員に連絡しなければならない。 (4) 実習期間中は、実習指導要綱に基づいて担当教員及び実習指導者の指導を受け る。 (5) 基礎看護学実習の単位を修得しなければ、領域別実習を履修することはできな い。 (6) 実習科目の成績は、別に定める実習評価表に基づき評価する。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 卒業の認定は、教育目標の修得を基本方針とし、「佐世保市立看護専門学校学則(平成9年4月10日規則第30号)」及び「佐世保市立看護専門学校学則に関する細則」を以て卒業の認定を行う。</p> <p>学則第11条 本校に3年以上在籍し、本校の所定の単位を履修した者については、 第26条第1項第2号に規定する講師会議を経て校長が卒業を認定する。</p> <p>細則第15条 当該学年終了までに所定の単位を修得した者については、教務会議を 経て修了を認定する。</p> <p>2 当該学年に必要な単位を修得できない者は、次年度以降に、再度単位を修得しな ければならない。</p> <p>3 修了の認定期間は、5年を超えることはできない。</p> <p>4 再度単位を修得する場合の取り扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所定の講義時間の3分の2以上を受講している科目は、次年度に試験のみを 受け合格点を取得しなければならない。</p> <p>(2) 所定の講義時間の3分の2以上を受講していない科目は、次年度にその科目 をもう一度受講し、試験を受けて合格点を取得しなければならない。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) 日本学生支援機構の奨学金制度及び長崎県看護職員修学資金を活用できるよう情報提供、窓口業務を行っている。また、病院が実施している奨学金制度の紹介も行っている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
76人 (100%)	1人 (1.3%)	75人 (98.7%)	0人 (0%)
（主な就職、業界等） 佐世保市総合医療センター、長崎労災病院、佐世保中央病院、北松中央病院等市内医療機関			
（就職指導内容） <ul style="list-style-type: none"> ・市内病院へのインターンシップを奨励 ・県主催の看護職員合同就職説明会へ参加 ・学校主催の就職説明会（市内病院が参加）を開催 			
（主な学修成果（資格・検定等）） 専門士称号、看護師国家試験受験資格 保健師・助産師学校の受験資格、看護大学編入の受験資格			
（備考）（任意記載事項） 看護師国家試験については、直近の6年間、新卒者全員（100%）が合格しているほか、毎年、全国平均を上回る高い合格率を誇っています。			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
222人	6人	2.70%
（中途退学の主な理由） 進路変更、学習困難		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学内に面接室を設置しており、学生からの相談には担当教員により適宜対応している。また、臨床心理士による定期的なカウンセリングも行っている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	240,000 円	300,000 円	260,000 円	その他は3年間の教材費 テキスト代、白衣代は別
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
市立の学校であることから、市内居住者に対しては入学金の優遇措置がある。 市内に住所を有する者 12万円				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 佐世保市立看護専門学校の教育理念、教育目標に則り、教育活動、学生支援、進路・卒業などの項目に対する自己評価に対して佐世保市立看護専門学校運営委員会 (委員定数6、医療従事者・卒業生・学識経験者等で構成) による学校評価を行う。評価結果については教務会議等において協議し、学校運営に反映させる。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
佐世保市総合医療センター副院長兼看護部長	~2023. 10. 1	医療施設
長崎県看護キャリア支援センター長	〃	看護教育施設
本校同窓会会長	〃	卒業生
長崎国際大学教授	〃	学識経験者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/kangogakko/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H142210000016
学校名	佐世保市立看護専門学校
設置者名	佐世保市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		30人	31人	32人
内 訳	第Ⅰ区分	15人	15人	
	第Ⅱ区分	10人	8人	
	第Ⅲ区分	5人	8人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				32人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	3人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	3人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。